

次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の規定によって、届出があった。

平成二十一年九月二十八日

広島県西部農林水産事務所長 吉野 栄 作

北広島町		事業主体
八幡地区	熊谷地区	地区名
農業用排水施設整備事業	ため池等整備事業	事業名
平成一八年三月二九日	平成一八年三月二九日	完了年月日